

四
發行方法の適用
三
の法規の及び根柢の
用振替法の適
二
の法律項及びその
一
号稱及び記載
行省告示等第
成件二十次年一
平令三十号年一
省債告示等第
財國債告示等第

十九号
十五条第十一項の規定に基づき、
十六日に発行した利付国債の發
九月一日
利付國庫債券（二年）～三百七
財務大臣 麻生 太郎

六

イ
發

入 價 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国
 札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債
 発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
 行 争 額 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場

五

口 イ
方 募

入 價 法 入
 札 格 決
 發 競 定
 行 争 の

で 利 第 別 四 債 の 特 確 う 額
 三 付 一 会 百 に 規 例 保 ち 面
 千 国 項 計 五 つ 定 に を 、 金
 百 債 の に 十 い に 関 国 財 額
 九 に 規 關 億 て 基 す る 政 で
 億 つ 定 す 千 は づ る た 運 二
 九 い に る 九 、 き 法 め 営 兆
 千 て 基 法 百 額 發 律 の に 九
 三 は づ 律 八 面 行 第 公 必 百
 百 、 き 第 十 金 し 三 債 要 四
 九 額 發 四 万 額 た 条 の な 十
 十 面 行 十 円 で 利 第 發 財 二
 五 金 し 六 、 九 付 一 行 源 億
 万 額 た 条 特 千 国 項 の の 円

込 募 各 当 も 各 発 別 に ご 務
 み 限 国 て の 申 行 参 よ と 大
 の 度 債 る か 込 「 加 る に 臣
 応 額 市 。 ら み と 者 發 応 が
 募 の 場 そ の い · 行 募 各
 額 範 特 の う う 第 へ 限 国
 を 囲 別 応 ち) II 以 度 債
 割 内 参 募 応 非 下 額 市
 り に 加 額 募 価 一 を 場
 当 お 者 を 価 格 国 定 特
 て い ご 順 格 競 債 め 別
 る て と 次 の 争 市 る 參
 。 各 の 割 高 入 場 も 加
 申 応 り い 札 特 の 者

八

ハ

額 最

低 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 入 價 込 行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国
額 入 價 ・ 別 債 入 價 ・ 別 債 札 格 金 入 價 ・ 别 債 入 價 ・ 别 債 札 格 金
面 札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 発 競 金 札 格 第 参 市 札 格 第 参 市
金 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場 行 争 額 發 競 II 加 場 發 競 I 加 場

五 万 円 二 千 千 五 百 七 十 五 千 一 百 五 百 三 十 二 一 万 万
万 二 千 千 五 百 七 十 五 千 一 百 五 百 三 十 二 一 万 万
円 二 百 九 百 五 百 三 十 二 一 万 万
円 九 百 九 百 三 十 二 一 万 万

七
ロ イ
払

ハ

で た 条 特 で た 条 特 八 つ 定 円
二 利 第 別 二 利 第 別 十 い に 、
千 付 一 会 千 付 一 会 一 て 基 同
五 国 項 計 五 国 項 計 億 は づ 法
百 債 の に 十 債 の に 八 、 き 第
六 に 規 關 一 に 規 關 千 額 發 四
十 つ 定 す 億 つ 定 す 六 面 行 十
二 い に る 圓 い に る 百 金 し 七
億 て 基 法 て 基 法 二 額 た 条
百 五 圓 、 づ 律 、 づ 律 十 で 利 第
額 き 第 面 發 四 額 き 第 五 八 付 一
面 發 四 万 千 額 金 行 十 圓 三 債 の
額 し 七 百 に 規

十 四	十 三 二	十 十 九 イ 一	十 十 九 イ 一
初 期 利 子	の 経 利 入 價 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発 払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 ・ 别 債 札 格 行 行 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日	振 替 单 位	

下は期た期平 、が金と成 次そ銀額し二 号の行を、十 及翌休支次九 び営業払の年 第業日う算七 十日に。式月 六ににたに十 号支当だよ五 に払たしり日 おうる、算を いへと支出支 て以き払し払	$\frac{\text{額面金額の総額}}{100 \times 365} = \frac{0.1}{1}$	る定り払募年 °す算込入〇 る出金決・ 期し額定一 日たにのパ に金加通ト 払額え知セ いを、をン 込第次受ト む二のけ も十算た の号式者 とにには す規よ、	錢額 錢額 平す額の振 六面以面 成るの記替 厘金上金 二°整載法 額の額 十数又の 百そ百 九倍は規 円れ円 年の記定 にぞに 一金録に つれつ 月額はよ きのき 十に、る 百応百 六よ最振 円募円 日る低替 五価五 も額口 十格十 の面座 一一 と金簿
---	---	---	---

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以